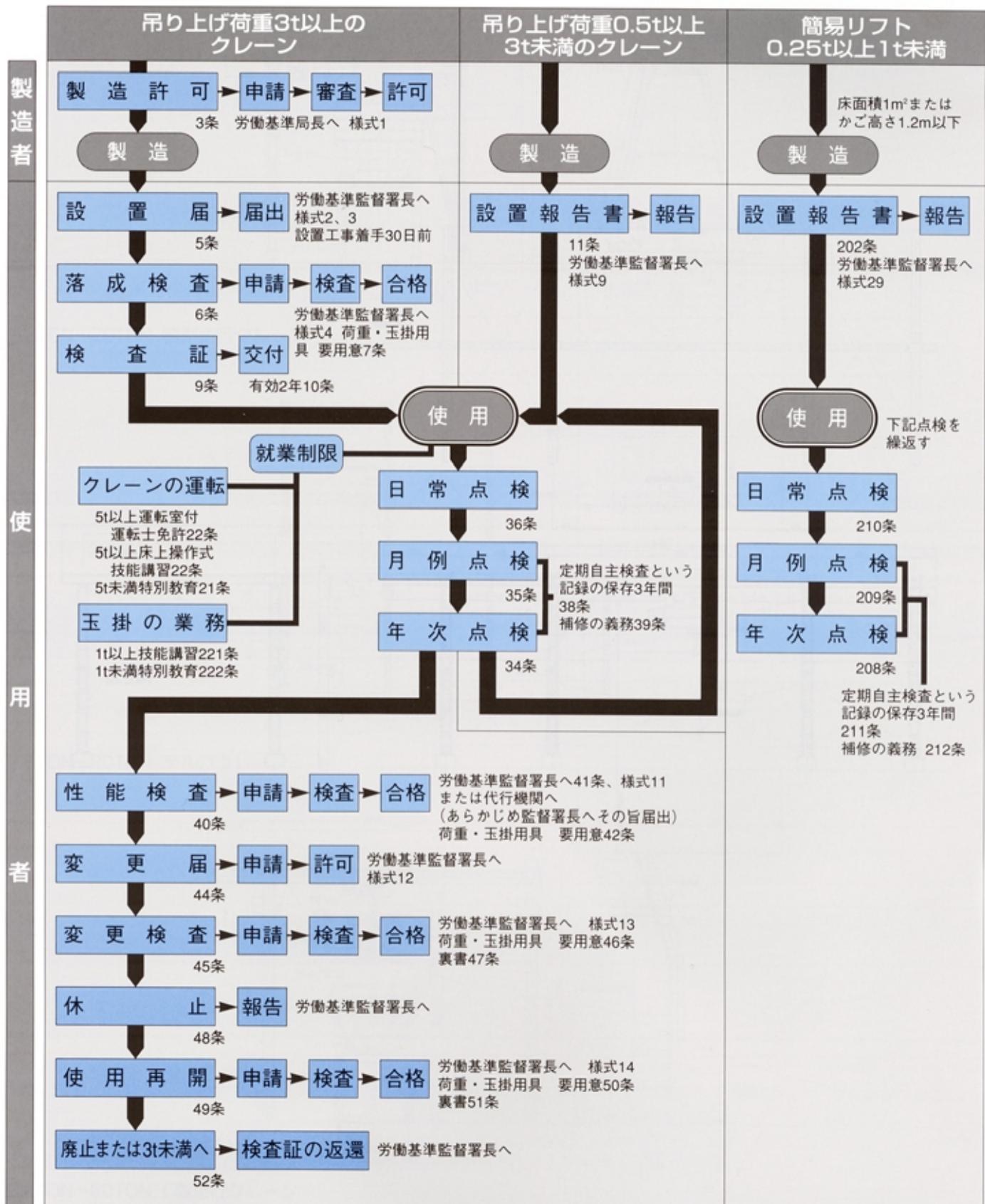


クレーン等安全規則について

クレーンとは荷を動力を用いて吊り上げ、これを水平に運搬（動力または手動）する機械を云います。これらの機械は、「クレーン等安全規則」の規制を受けますので各条文を理解した上、遵守してください。

クレーン等安全規則の抜粋



使用する場合の諸注意

クレーンをお使いになるには所定の資格が必要です。

運転士免許、特別教育修了、技能講習修了、玉掛け技能講習修了等の資格のない人には業務を行わせないでください。

1 運転者の資格

操作位置	吊り上げ荷重	資 格	実 施 者	適用条文
運 転 室	5トン以上	クレーン運転士 免許所持者	労働基準局長または 指定教習機関	令20条
	5トン未満	クレーン運転士 免許所持者	労働基準局長または 指定教習機関	令20条
床 上 操 作	5トン以上	クレーン運転士 免許所持者	労働基準局長または 指定教習機関	令20条
		クレーン運転士 免許所持者	労働基準局長または 指定教習機関	令20条
	5トン未満	クレーン運転士 免許所持者	事業者	安衛則36条 ク則21、22条
無線・遠隔 操作	5トン以上	クレーン運転士 免許所持者	労働基準局長または 指定教習機関	令20条
	5トン未満	クレーン運転士 免許所持者	労働基準局長または 指定教習機関	令20条
	5トン以上	クレーン運転士 免許所持者 クレーン運転 技能講習修了者	労働基準局長または 指定教習機関	令20条
跨線テルハ を除く)	5トン未満	クレーン運転士 免許所持者	事業者	安衛則36条 ク則21、22条
	5トン以上	クレーン運転士 免許所持者	事業者	安衛則36条 ク則21、22条

2 玉掛け作業者の資格

玉掛け作業者も下記の資格がなければ、業務につくことはできません。

吊り上げ荷重	資 格	実 施 者	適用条文
0.5トン未満	不 要	不 要	不 要
0.5トン以上 1トン未満	玉掛け特別教育修了者	事業者	ク則 222条
	玉掛け技能講習修了者 「能開法」による玉掛け訓練修了者	労働基準局長または 指定教習機関	ク則 221条
1トン以上	玉掛け技能講習修了者 「能開法」による玉掛け訓練修了者	労働基準局長または 指定教習機関	ク則 221条

[凡令]

- 令：労働安全衛生法施行令
- 安衛則：労働安全衛生規則
- ク則：クレーン等安全規則

事業者は特別教育を行ったときは、その記録を3年間保存しておかなければなりません。

【機種の選定】

- カタログに記載された仕様を十分確認して機種を選定してください。
- 仕様以外の用途、目的には使わないでください。
- 仕様と異なる場合は事前にご相談ください。

【用途の制限】

- 荷の上に人が乗ったり、エレベーターの巻上機としては使用できません。
- 簡易リフトとして使われる場合は関係法規を必ず守ってください。

【改造の禁止】

- クレーン・ホイスト本体や付属品は絶対に改造しないでください。
- 改造する場合は事前に弊社にご相談ください。

【据付け】

- 据付けは専門業者、もしくは弊社・弊社指定の工事店以外では絶対に行わないでください。
- 据付けに当り、建屋・基礎・レールその他設置場所が十分な強度があることを確認した上で行ってください。
- 走行・横行レール端には十分な強度を持ったストッパーを設けてください。
- アース工事は必ず行ってください。
- 選定された機種にあった環境でお使いください。
- 据付け前に必ず取扱説明書をよく読み、その指示に従ってください。

【使用上の規則】

- 試運転は必ず行い、各部が正常に作動することを確認してください。
- 下記の事項は法的に禁止されていますので絶対に、行わないでください。
 - ・定格荷重以上の荷の吊り上げ……ク則23条
 - ・ジブ傾斜角以上の使用……ク則24条
 - ・吊り荷への搭乗・作業者の運搬……ク則26条
 - ・吊り荷下への立入・作業……ク則29条
 - ・平均風速10m/s以上の強風時の作業……ク則31条の2
 - ・荷を吊ったままでの放置……ク則32条

これは注意事項の一部ですので製品に付属の取扱説明書に記載の諸注意事項は必ずお守りください。

【点検の法的義務】

- クレーンを設置した後、下記の定期自主検査の実施とその記録の保存が義務付けられています。
 - ・日常点検……ク則36条
 - ・月例点検……ク則35条
 - ・年次点検……ク則34条
 - ・月例・年次自主検査記録の3年間保存……ク則38条
 - ・異常箇所の補修……ク則39条

【取扱説明書】

- ご使用に際しては取扱説明書をよく読み、正しくお使いください。